

都留市奨学金返還支援事業補助金 Q&A

Q-1 都留市に居住、または都留市内で勤務していなくても申請できますか？

A-1 交付申請時において、都留市内に居住、または都留市内で勤務していなくても申請は可能です。ただし、補助金の対象となるのが、市内に定住・勤務し、奨学金の返還をしている者となりますので、申請年度中には、要件のすべてを満たす必要があります。

※交付申請時に都留市に居住されていない方は、実績報告時に住民票の写しを提出してください。

※すべての要件が満たされた期間のみ、補助金の支給算定期間となります。

Q-2 非正規雇用の場合でも、交付対象になりますか？

A-2 非正規雇用は交付対象外となります。

Q-3 都留市内で起業する場合は、交付対象になりますか？

A-3 都留市内であっても起業する場合は、交付対象外となります。

Q-4 都留市内で家業を継ぐ場合は、交付対象になりますか？

A-4 都留市内で家業を継ぐ場合は、交付対象となります。

Q-5 数年前から市内に居住・勤務し、現在、奨学金も返還しておりますが、交付対象になりますか？

A-5 令和2年4月1日より前に市内に居住し、市内で勤務している方は交付対象外となります。

Q-6 すでに職歴がありますが、交付対象になりますか？

A-6 職歴の有無にかかわらず、令和2年4月1日以降に就職し勤務する場合は交付対象となります。

ただし、申請する年度の4月1日時点において30歳未満である必要があります。

Q-7 都留市の出身ですが、交付対象になりますか？

A-7 都留市に住み続けている方でも、令和2年4月1日以降に就職し勤務する場合は交付対象となります。

ただし、すでに市内に勤務している方が、別の市内企業に就職する場合は交付対象外となります。